

議案第 1 号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則及び沖縄県教育委員会 オンライン会議システム利用会議運営要領について

以下の理由により、沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案を別紙1のとおり、沖縄県教育委員会オンライン会議システム利用会議運営要領案を別紙2のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

沖縄県教育委員会会議において、オンライン会議システムを利用した会議を可能にするため、規則を改正する必要がある。

また、オンライン会議システムを利用した会議を開催する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めた要領を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の議事運営）

第16条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）

（補則）

第30条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は教育長が会議に諮って定める。

(別紙1)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第6条 会議は、教育長が必要と認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により、行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

オンライン会議システムを利用した会議を可能にするため、沖縄県教育委員会の会議に関し必要な事項を定める沖縄県教育委員会会議規則を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) オンライン会議システムを利用した会議を可能にするために必要な事項について定める。(第6条関係)
- (2) この規則は、公布の日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条

5 関係各課との調整状況

総務私学課法規担当と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育委員会規則(昭和47年教育委員会規則第3号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</p> <p><u>第6条</u> 会議は、教育長が必要と認めたとときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。</p> <p>第7条～第30条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、沖縄県教育委員会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略) (会議の招集)</p> <p>第4条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>2 会議招集の通知後に急を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。 (定例会及び臨時会)</p> <p>第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回開催するものとする。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認めたととき、又は法第14条第2項の規定により委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき案件を示して会議の招集が請求されたときに開くものとする。</p> <p>第6条 削除 (参集)</p> <p>第7条 委員は招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならぬ。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないとき、又は遅参しようとするときは、会議開会前までに、教育長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第8条～第30条 (略)</p>

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

(別紙 2)

沖縄県教育委員会オンライン会議システム利用会議運営要領

1 趣旨

この要領は、沖縄県教育委員会会議規則第30条に基づき、同規則第6条に定める映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を利用した会議を開催する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 出席

- (1) 委員の全員又は一部がオンライン会議システムを利用して出席する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する出席に含めるものとする。オンライン会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も同様とする。
- (2) オンライン会議システムを利用して出席する委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設から出席することとする。

3 確認

オンライン会議システムを利用して出席する委員がいる場合には、教育長は、議事に先立ち、会議の出席者が一堂に会する場合と同等に適時的確な意思表示が互いにできる状態となっていることを確認し、確認できた場合には当該システムを利用し会議を行う旨を述べるものとする。

4 退席

オンライン会議システムを利用した審議の途中で、音声相互に送受信できなくなった委員については、送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

5 個人情報等の取扱い

- (1) オンライン会議システムを利用して会議を開催する場合には、委員は、個人情報の取扱いに十分注意するとともに、会議に出席する者に配布される各種パスワード等は適切に管理しなければならない。
- (2) オンライン会議システムを利用して使用する資料については、公衆送信権等の著作権の取扱いに十分注意するものとする。
- (3) 前2号の規定は、各議事の説明を行う事務局職員について準用する。

附 則

この要領は、沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（令和3年沖縄県教育委員会規則第 号）の施行の日から施行する。

要領案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会オンライン会議システム利用会議運営要領

2 制定の経緯及び必要性

オンライン会議システムを利用した会議を開催する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めた沖縄県教育委員会オンライン会議システム利用会議運営要領を制定する必要がある。

3 要領案の概要

- (1) 要領の趣旨について定める。(項目1)
- (2) オンライン会議システムを利用した会議への出席について定める。(項目2)
- (3) 開催時における確認事項について定める。(項目3)
- (4) 送受信ができなくなった場合の取扱いについて定める。(項目4)
- (5) オンライン会議システムを利用した会議における個人情報等の取扱いについて定める。(項目5)
- (6) この要領は、沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則(令和3年沖縄県教育委員会規則第 号)の施行の日から施行する(附則)

4 根拠法令

沖縄県教育委員会会議規則第30条

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除外のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可決同数のときは、教育長の決すところによる。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議

事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○沖縄県教育委員会会議規則

(昭和四十七年沖縄県教育委員会規則第三号)

(会議の招集)

第四条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会議招集の通知後に急を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第五条、第六条 (略)

(参集)

第七条 委員は招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

1 委員は招集に応ずることができないとき、又は遅参しようとするときは、会議開会前までに、教育長にその旨を届け出なければならない。

第八条、第二十九条 (略)

(補則)

第三十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は教育長が会議に諮って定める。